

## 伴走型コンサルティング活用支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、救急医療等で重要な役割を果たし、特に早期の経営改善を要する病院に対し、現状分析・対応策の検討・実行までを一貫して伴走支援する専門的経営コンサルティングの活用に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (事業目的)

第2条 この事業は、物価高騰等の影響により厳しい経営環境にあつて、救急医療等で重要な役割を果たし、特に早期の経営改善が必要な病院に対し、伴走支援等に要する費用を補助することで、病院ごとの現場の実情に沿った経営改善の取組や組織文化の変革が促進され、病院の経営力が強化されることを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる事業の実施主体は、公立を除く病院であつて、次の(1)、(2)のいずれも満たす病院とする。なお、交付決定は、上記要件を踏まえ、審査会での審査に基づき行うこととする。

- (1) 令和6年の救急車受入件数が2,000件以上もしくは、所在する二次医療圏内全体の救急車受入件数の一定以上の割合を占めていること。又は、令和6年度の全身麻酔手術件数が2,000件以上であること。又は、令和6年度の分娩取扱数が667件以上であること。
- (2) 令和5年度、令和6年度の2期連続で純損失を計上していること。又は、直近の決算年度において、職員の給与または賞与削減を実施していること。

### (交付基準)

第4条 この補助金は、次の基準により交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、補助事業の実施に当たり、寄附金その他の収入がある場合は、当該金額を対象経費から控除する。
- (2) (1)により選定された額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

| 1 基準額     | 2 対象経費                                              | 3 補助率 |
|-----------|-----------------------------------------------------|-------|
| 50,000 千円 | 伴走型のコンサルティング業務に係る委託費（外部専門家の旅費・宿泊費、分析に係るシステム利用料等を含む） | 5分の4  |

### (交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、当該変更が交付対象経費の20%を超えないときは、この限りではない。

- (2) 事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (6) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (7) 事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (9) この補助事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### （事前審査申請書の提出）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による事前審査申請書を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

#### （補助金の交付の内定等）

第7条 知事は、前条の規定に基づく事前審査申請書が提出されたときは、補助対象要件、当該申請書等を審査し、補助金を交付しようとする事業を選定し、補助金の額を内定するものとする。

#### （交付申請）

第8条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第2号様式のとおりとし、1部を知事が定める日までに提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付決定）

第9条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときには、補助金の交付決定を行い、別記第3号様式による補助金交付決

定通知書を交付事業者に送付するものとする。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、第7条による交付の内定があったときは、内定があった日より事業の着手を行うことができる。

(変更交付申請)

第11条 第5条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業計画変更承認申請書1部を、変更しようとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第12条 第5条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第5号様式による事業中止（廃止）承認申請書1部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第13条 第5条第4号の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類1部を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第14条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して20日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第15条 知事は必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況について補助事業者から報告を徴し又は調査をすることができる。

(実績報告)

第16条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第6号様式のとおりとし、1部を知事に提出しなければならない。

なお、提出に当たっては、実績報告書のほかに、契約書、請求書、支払伝票等、支出内容を確認することができる詳細な支出内訳等を添付すること。

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出の時期は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月28日までのいずれか早い日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 第1項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付金交付の請求)

第18条 補助事業者は、額の確定通知を受けた後、補助金の支払いを受けようとする時は、別記第7号様式による補助金支払請求書を、知事が指定する日までに県に提出するものとする。

(概算払)

第19条 知事は、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとする時は、別記第8号様式による概算払請求書を、知事が指定する日までに県に提出するものとする。
- 3 補助事業者が第2項の規定により補助金の概算払いを受けている場合において、概算払いを受けた額が補助金の額の確定額を超える場合は、その差額を返還しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。